

I P M実践指標（水稻）

（富山県）

管理項目	管理ポイント	点数	チェック欄(注1)		
			昨年度の実施状況	今年度の実施目標	今年度の実施状況
ほ場及びその周辺の管理	農薬の効果向上と水質汚濁防止のため、畦畔の整備、畦塗りなどにより漏水を防止する。	1			
	畦畔・農道・休耕田の除草やカバープランツの植栽等を行い、越冬害虫の棲息場所をなくすことにより、次年度の発生密度を低下させる。	1			
	翌年のオモダカ、クログワイ等の多年生雑草の発生を抑制するために、稲刈り後早期に耕耘する。	1			
	土壌および水稻の生育に応じた適切な施肥を行う。	1			
健全種子の使用	指定種子生産ほ場の種子を使用し、種子を更新する。	1			
種子消毒	農薬による種子消毒あるいは温湯消毒(60℃の湯に10分間)を実施する。 なお、農薬を使用する場合は、次のいずれかの対応をする。 ①廃液が出にくい方法 ②適切な廃液処理法 また、温湯消毒を行う場合には、催芽時食酢浸漬を併用する	1			
健全苗の育成	育苗施設・資材を清潔にし、病虫害の発生源となる稲わらや籾殻等を放置しない。	1			
	稚苗の播種量は乾籾120g/箱(五百万石等の大粒種は140g)を徹底する。	1			
	育苗全期間を通して、温度が30℃を超えないように管理する。また、病気が発生した苗は早急に処分する。	1			
育苗箱施薬	次の点を考慮して育苗箱施薬が必要と判断された場合には、必要と判断された病虫害のみを対象とする農薬を使用して実施する。(注2) ①当該地域での例年の病虫害の発生状況 ②病虫害防除所の病虫害発生予察情報	1			
代かき作業	代かきは少なめの水で行うとともに、ほ場の均平に努める。	1			
移植作業	植え付け本数は3～4本/株とする。 健全な苗を選抜し、60～70株/3.3㎡の栽植密度を目安とする。	1			
雑草対策	前年の雑草の発生状況に応じて、過剰防除にならないように、適切な除草剤を選択する。	1			
	水田初期除草剤を使用する場合には、環境への影響に配慮して、移植後に処理する。	1			
病虫害発生予察情報の確認	病虫害防除所が発表する病虫害発生予察情報や地区農業技術者協議会等(農業普及指導センター、JA、市町村等)が発行する栽培情報等を入手し、確認する。(注3)	1			
防除要否の判断	別紙により県が定める調査方法に基づき、病虫害の発生状況を確認し、防除が必要と判断された場合には、防除を実施する。	1			
いもち病対策	地域で定められた量の珪酸質資材を施用する。	1			
	特別栽培米においては、コシヒカリ富山BLを用いる。(注4)	(1)			
	ほ場内の置き苗は、移植後の補植が終了した時点で、早急に除去、処分する。	1			
	追肥については、葉色や警報・注意報の内容を確認して、県が推奨する量を超えない範囲で施用する。	1			

斑点米カメムシ対策	水田周辺での発生および本田への侵入を減らすため、早生の出穂15日前までに、畦畔および水田周辺の雑草地の一斉草刈りを行う。	1			
農薬の使用全般	十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上で、使用量・散布方法を決定する。(注5)	1			
	当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、飛散しにくい剤型を選択する。(注6)	1			
	農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で実施する。(注7)	1			
	農薬を使用する場合には、作用機作の異なる農薬をローテーションで使用する。さらに、当該地域で強い薬剤抵抗性(耐性)の確認されている農薬は、当該地域では使用しない。	1			
	止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わないこととし、適切な水深管理および畦畔管理を行う。	1			
作業日誌	各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のIPMに係る栽培管理状況を作業日誌として別途記録する。	1			
合計点数					
対象IPM計			26 (27)		
[参考]評価基準 ○合計点数 21(22)点以上 :IPM実践度A(IPMの実践レベルが高い) ○ " 16(17)~20(21)点 :IPM実践度B(IPMの実践レベルが中程度) ○ " 15(16)点以下 :IPM実践度C(IPMの実践レベルが低い)					
			評価結果		

1:チェック欄では、未実施の場合は「0」、農薬未使用等当該管理ポイントがチェックの対象外であった場合は「-」と記す。

2:病害虫の発生するおそれのない病害虫を対象とする農薬の有効成分を含む混合剤等を使用した場合には、無駄な農薬の使用に該当することから、点数を「0」にする。

3:現在、農家に提供している発生予察情報の利用を管理ポイントとし、利用したことが後でチェックできるように当該情報をファイルする等の行為を行った場合に点数を付けることができる。

4:一般栽培では該当しないので、「対象IPM計」には含まない。

5:推奨できる局所的散布方法としては、カメムシ類の防除における額縁散布や病害虫の発生状況に応じた農薬のスポット散布が、全面散布方法としては液剤の少量散布等が考えられる。また、慣行的な全面散布の場合も、病害虫の発生状況に応じ散布量を節減するように努めることを管理ポイントとし、慣行的な全面散布を実施した場合には、その理由(局所施用を検討したが、・・・病の発生が広く確認されたことから全面散布をせざるを得なかった等)を作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておくことが必要である。

6:粒剤、投げ込み剤等飛散しにくい製剤を優先して選択することを管理ポイントとし、粉剤や液剤を使用せざるを得なかった場合には、その理由(粒剤の施用を検討したが、・・・病の発生を緊急に抑える必要があったことから、液剤以外に適切な農薬がなかった等)を作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。

7:散布方法別の適切な飛散(ドリフト)防止措置については、指針として散布方法別に以下のとおりとすることが適切と考えており、対象農薬の散布時にはどのような飛散防止措置を講じたかを作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。このため、必要に応じて、農薬散布時の風速を確認する。

液剤の本田散布(地上防除):液剤少量散布又はドリフト低減ノズルを使用した散布を行うこと。

粉剤の本田散布:粉剤以外に適切な農薬がある場合は粉剤の使用を控え、仮に使用する場合でもDL粉剤を使用すること。

無人ヘリコプターでの防除:地上1.5mにおける風速が3mを超える時には散布しないこと。